

居宅介護支援事業 重要事項説明書

(小田原市鴨宮ケアセンター)

社会福祉法人 小田原福社会

1. 事業所の概要

- ・事業所名 小田原市鴨宮ケアセンター
- ・介護保険事業所番号 1472300217（平成11年9月1日神奈川県指定）
- ・提供サービス 居宅介護支援事業
- ・管理者及び連絡先 木下 華子（小田原市南鴨宮 2-27-19 0465-48-6877）

2. 事業所の職員体制（平成 28 年 8 月 1 日現在）

管理者 1 名（常勤兼務）、主任介護支援専門員 1 名（常勤兼務 1 名）
介護支援専門員 7 名（常勤兼務 2 名、常勤専従 4 名、非常勤専従 1 名）

3. サービス提供時間

- ・営業日 月曜日から土曜日及び祝祭日（ただし12月29日から1月3日までを除く）
 - ・営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで
- ※営業時間以外にも連絡体制を整えています。

4. サービスの内容

- (1) 担当介護支援専門員は、利用者やその家族と協議の上、必要な居宅介護サービス計画を作成し、公正中立な立場で地域の様々なサービスの情報を提供します。
- (2) 事業者は、居宅サービス計画作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、ご利用者の解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整にあたります。
- (3) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に役立つよう行うとともに、保健・医療サービスとの連携に充分配慮します。
- (4) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

5. 損害賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに期すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

6. 緊急時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っている時に事故による利用者の怪我及び利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

7. 担当介護支援専門員

担当する居宅介護支援専門員は、次の者です。サービスについてどんなことでもご相談ください。

担当介護支援専門員
氏名：

連絡先 TEL (48) 6877
小田原市鴨宮ケアセンター

8. 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険

者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

9. 利用者負担金

- (1) この居宅介護支援サービスについては、ご利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費として実費をいただきます。

10. ご利用の解約等

- (1) ご利用者（ご契約者）が居宅介護支援に係わる訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービスを取り消し、又は中断する場合は、事前に前記の担当介護支援専門員へご連絡ください。
- (2) サービス提供のキャンセル（取消）又は契約を解約してもキャンセル料等は必要ありません。

11. 相談窓口、苦情対応

*サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- ・相談責任者 管理者 木下 華子
- ・対応時間 8:30～17:30
- ・電話番号 0465-48-6877
- ・ファックス 0465-48-6888

《公的受付機関》

- ・小田原市介護保険課介護給付係（月～金曜日 8:30～17:15）
小田原市荻窪300 TEL 0465-33-1827
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会（月～金曜日 8:30～17:15）
横浜市西区楠町27-1 TEL 045-329-3447

12. 24時間連絡体制窓口

小田原市鴨宮ケアセンター

電話 0465-48-8120（営業時間外には担当者に転送されます。）

13. 法人の概要

名 称	社会福祉法人 小田原福社会
代表者名	理事長 時 田 純
所在地	小田原市穴部377番地
T E L	0 4 6 5 - 3 4 - 6 0 0 1
F A X	0 4 6 5 - 3 4 - 9 5 2 0
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・特別養護老人ホーム 1事業所・短期入所生活介護事業所 2事業所（70名）・訪問介護事業所 1事業所・夜間対応型訪問介護事業所 1事業所・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所・通所介護事業所 13事業所・訪問入浴事業所 1事業所・認知症対応型共同生活介護事業所 1事業所・居宅介護支援事業所 3事業所・介護予防支援事業所 1事業所・小規模多機能型居宅介護事業所 2事業所

- ・訪問看護事業所
- ・福祉用具貸与・販売事業所

1 事業所
1 事業所
(平成 28 年 8 月 1 日現在)

平成 年 月 日

上記のとおり重要事項を説明いたしました。

小田原市鴨宮ケアセンター

説明者氏名 _____ 印

上記のとおり重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者氏名 _____ 印

利用者は、心身の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人氏名 _____ 印